

# 受給資格の所得判定要件

## ～ 田辺市ひとり親家庭等医療助成制度 ～

この制度は、配偶者（事実上の配偶者を含む）がおられない方等で、18歳未満【年齢到達後の3月31日までは有効】の子どもを扶養されている方及びその子どもに対して、保険適用となる医療費の自己負担分を助成する制度です。（所得制限があります。）

【受給内容】 外来もしくは入院の際、保険適用内の医療費について自己負担額が無料。

### 【所得制限額】

前年（1月～10月に申請する場合は前々年）の所得額が次表の限度額未満の方

扶養親族等の数	限度額（単位：円）	
	本人の所得	扶養義務者等の所得
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000
5人	3,820,000	4,260,000

※扶養義務者とは、同住所同番地に居住している方です。住民票のみおいている場合も同居人とみなします。

※扶養親族等の数とは、税法上の扶養人数です。

※所得の範囲及び控除額等詳細につきましては、別途お問い合わせ下さい。

### 受給資格の更新時期について

当該年の11月1日から12月31日までの資格は前年の所得、1月1日から10月31日までは前々年の所得により判定します。

毎年11月に受給資格者証の更新を行いますので、判定以前に所得判定等により資格がなく、新年度より資格の取得が可能と思われる方につきましては別途ご連絡願います。

### 【お問い合わせ】

田辺市 保険課 医療係  
☎ (0739) 26-9926